

平成 29～31 年度

定員管理の方針について

平成 28 年 3 月

名古屋市

目 次

	頁
1 趣旨	1
2 これまでの定員管理の取組みと今後の考え方	2
3 取組内容	3
(1) 市長部局等	3
ア 取組期間	3
イ 具体的な取組み	3
ウ 取組目標	5
エ 県費負担教職員	5
(2) 地方公営企業	5
4 その他	5

1 趣旨

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に最少の経費で最大の効果をあげ、組織及び運営の合理化に努めなければなりません（地方自治法第2条）。

これまで本市では、その趣旨を踏まえ、事務の簡素化・集約化、施設のあり方の見直し及び委託化・嘱託化の推進などによって定員の見直しを進めるとともに、市民にとって、より必要度・重要度の高い事務事業への重点的な定員の配置をするなど計画的な定員管理に努めてきました。

また、市民ニーズの一層の多様化・複雑化、社会情勢の変化に即応するため、南海トラフ巨大地震への対策を進めるなど防災対策体制の強化や、いじめ、不登校につながる問題の未然防止、早期発見などを行う、子ども応援委員会の設置など、必要な職員配置を行うことも求められています。

こうした実情を踏まえ、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用するとともに、公務員としての誇りと使命感を維持し、全体として市民サービスを確保していくことが、私たち市職員に求められています。

市民の期待に応え、効率的・効果的な行政運営を進めるため、引き続き中期的な取組目標を掲げ、計画的な定員管理を行っていきます。

2 これまでの定員管理の取組みと今後の考え方

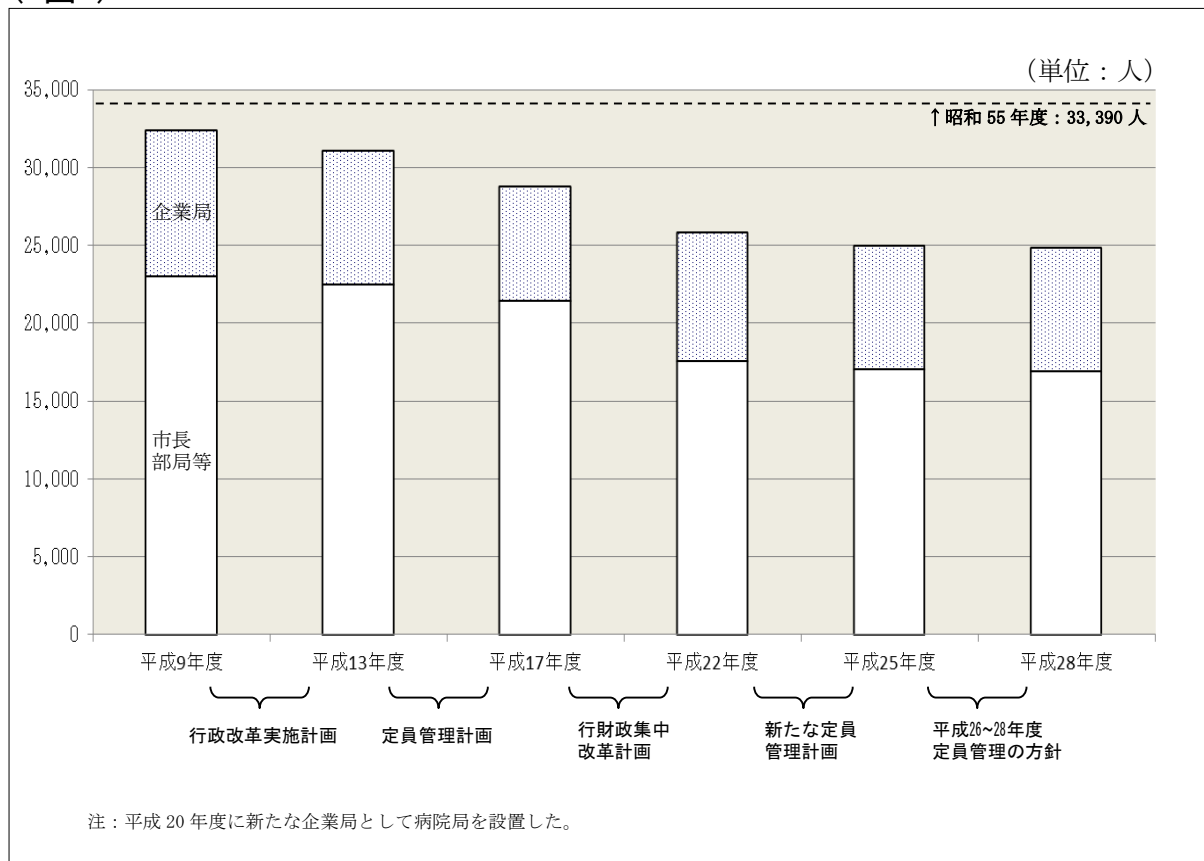
本市の職員数は、平成 10 年度から数値目標を掲げ計画的な定員管理に取り組んできた結果、右図のように平成 28 年度には 24,745 人となり、現在の市域となった昭和 39 年 12 月以降の職員数としては、平成 25 年度から、過去最少を更新し続けています。

これはピークであった昭和 55 年度の職員数 33,390 人と比べても、行政需要が増大傾向にあるにも関わらず、約 4 分の 3(△8,645 人)まで取組みを進めてきたことを表しています。

今後も限られた行政資源の中で引き続き、組織及び運営の合理化を進めると同時に、「民でできるものは民に」委ねるとともに、市の関与が必要な場合であっても、市民サービスの確保を図りつつ、民間委託や嘱託職員の活用等を行うことにより、名古屋市総合計画 2018 の実現に向けた取組みや、社会情勢等を踏まえた喫緊の課題への対応など、必要度・重要度の高い事務事業に、的確に職員配置をしてまいります。

また、人的資源の有効活用を図るため、職員一人ひとりが最大限能力を發揮できるよう、定員管理の観点から職員を支える職場環境づくりについて取り組むなど、モラルの維持・向上についても引き続き進めていく必要があります。

(図)



3 取組内容

(1) 市長部局等

ア 取組期間

平成29年度当初予算から平成31年度当初予算までの期間

イ 具体的な取組み

(ア) 定員の見直し

市政を取り巻く状況等を踏まえつつ、「公的関与のあり方に関する点検指針」（平成15年3月策定、27年3月改訂）及び行政評価等の行政改革に係る取組み結果などを活用し、次に掲げる視点から定員を見直し、効率的な執行体制をめざします。

a 事務の集約化等

市民サービスへの影響も配慮しつつ業務や執行体制の集約化等を図り、効率的な執行体制をめざします。

b 施設のあり方の見直し

設置意義の薄れた施設については、休廃止・民営化などの見直しに取り組むとともに、直営施設については、指定管理者制度の導入を推進するなど民間活力の活用などにより、効率的・効果的な運営に努めます。

c 委託化・嘱託化等

本市の業務全般について、常にそのあり方を検討し、引き続き民間委託の促進や嘱託職員の活用を図ります。

技能労務職員については、その従事する業務の性質上、市が直接に実施主体となる必要がある業務を除き、引き続き民間委託や嘱託職員の活用等を図る必要があるものとし、原則として採用（再任用を除く）を行わないものとします。

なお、市が直接に実施主体となる必要がある業務であっても、常に最小限の人員体制の検討をするとともに、国等の技能労務職員に係る人件費との均衡を図るものとします。

d 組織の簡素化・効率化

限られた人的資源の有効活用や意思決定の迅速化の観点から、定員の見直しにあわせて、設置目的・役割を果たした組織や細分化された組織の統廃合を図ります。

(イ) 重点的な職員配置

名古屋市総合計画2018の実現に向けた取組みや、新たな行政需要に対応するため、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置し、定員の再配分を積極的に行うとともに、組織についても、その必要性に応じて設置します。

(ウ) 職員を支える職場環境の整備等

長期に休職する職員及び育児休業等する職員の所属する職場において、円滑な業務執行に資するため代替職員制度の更なる充実を図り、職

員を支える職場環境の整備を始め、モラルの維持・向上に取り組みます。

ウ 取組目標

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、以上の取組を行うことにより、平成 28 年度予算定員に対し、100 人程度の純減を確保します。この取組目標は、方針期間中のそれぞれの年度ごとに確認を行った上で、取組を進めます。

また、方針期間中の年度ごとの定員増減は、取組目標の達成、財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応するものとします。

なお、区役所の定員管理においては、区長が区の特性等を踏まえた施策の推進を図るため、その裁量により定員配置を行う制度を継続します。

エ 県から移管された小中学校等の教職員

県から移管された小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の定員については、小中学校及び特別支援学校の小中学部が義務教育であり教職員数が児童生徒数の増減に基づき算定されることなどから、取組目標とは別に適切に定員管理を行います。

(2) 地方公営企業

上下水道、交通、病院の公営企業については、各企業において別途策定する経営計画等により定員管理を行います。

4 その他

派遣職員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を踏まえ、人的支援が必要かどうか、また、その職種、役職、職務内容が適正かどうか精査します。